

# 金井地区防災計画

令和 5 年11月

金井自主防災会



# 金井地区防災計画

## 第1章 災害の概要

### 第1節 地震編

1. 都留市（金井地区）が被害を受ける想定地震
  - (1) 東海地震  
マグニチュード 8.0 震度 6 弱～5 強
  - (2) 南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）  
マグニチュード 7.0 震度 5 弱～4
  - (3) 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震（藤の木愛川断層地震）  
マグニチュード 7.0 震度 6 強～5 強
2. 想定される被害  
耐震性の弱い家屋の倒壊、半壊等  
急傾斜地崩壊、古い石垣の崩壊等による建物、道路等への影響  
断水、停電、火災等による二次災害

### 第2節 風水害編

1. 都留市（金井地区）が被害を受ける想定風水害  
集中豪雨等による土石流、河川氾濫（大幡川、江戸川）、急傾斜地崩壊  
台風、竜巻等の強風
2. 想定される被害  
土石流や急傾斜地崩壊による家屋への土砂流出、河川氾濫による浸水  
強風等による家屋損壊、停電など

### 第3節 富士山噴火編

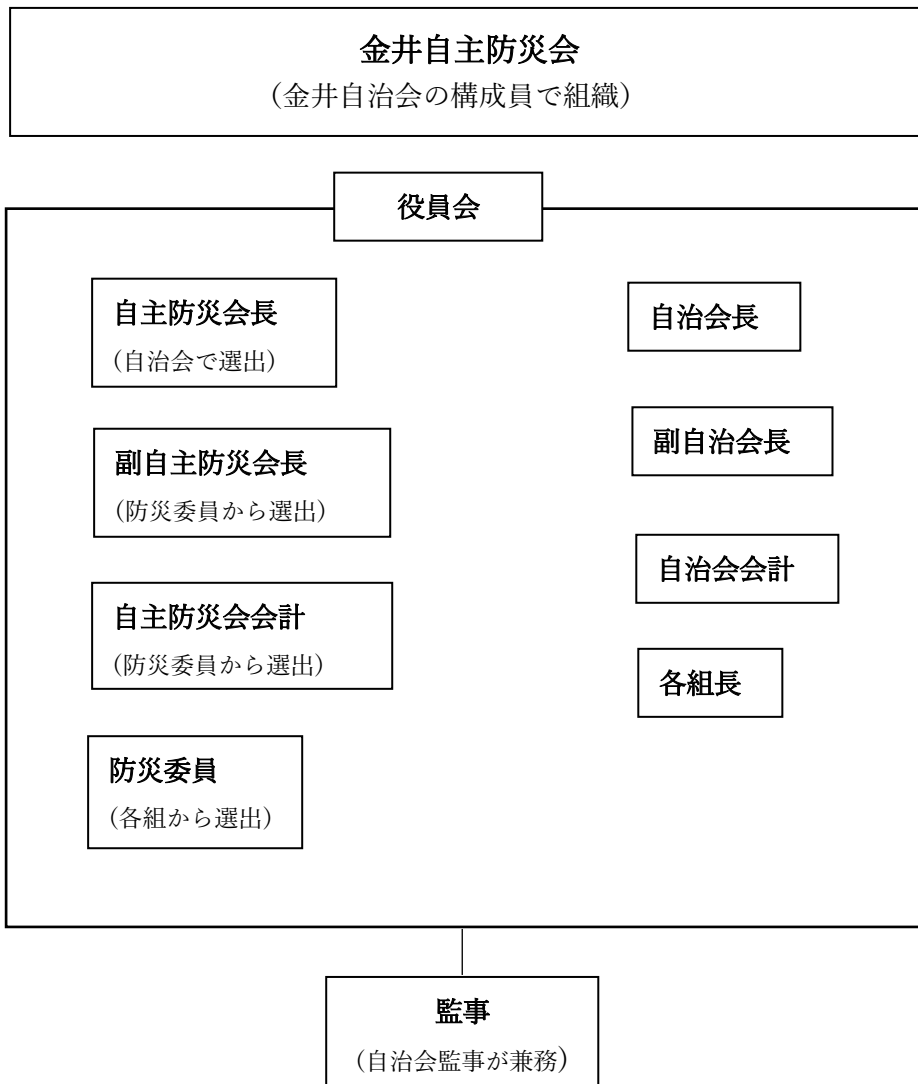
1. 都留市（金井地区）が被害を受ける想定富士山噴火  
溶岩流（桂川流域で24時間～7日以内に影響を受ける可能性あり）  
降灰（10cm以上）、噴石（1cm以上）
2. 想定される被害  
溶岩流出による大幡川沿岸の火災  
溶岩で川がせき止められ、河川が氾濫する可能性  
降灰、噴石による交通障害（鉄道、道路の機能不全）、健康被害（噴石による怪我、火山灰による目、肺等への健康被害など）

## 第2章 災害に対する予防計画

### 第1節 自主防災組織

災害対策基本法第5条に基づき「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、**金井自主防災会**が設置されている。

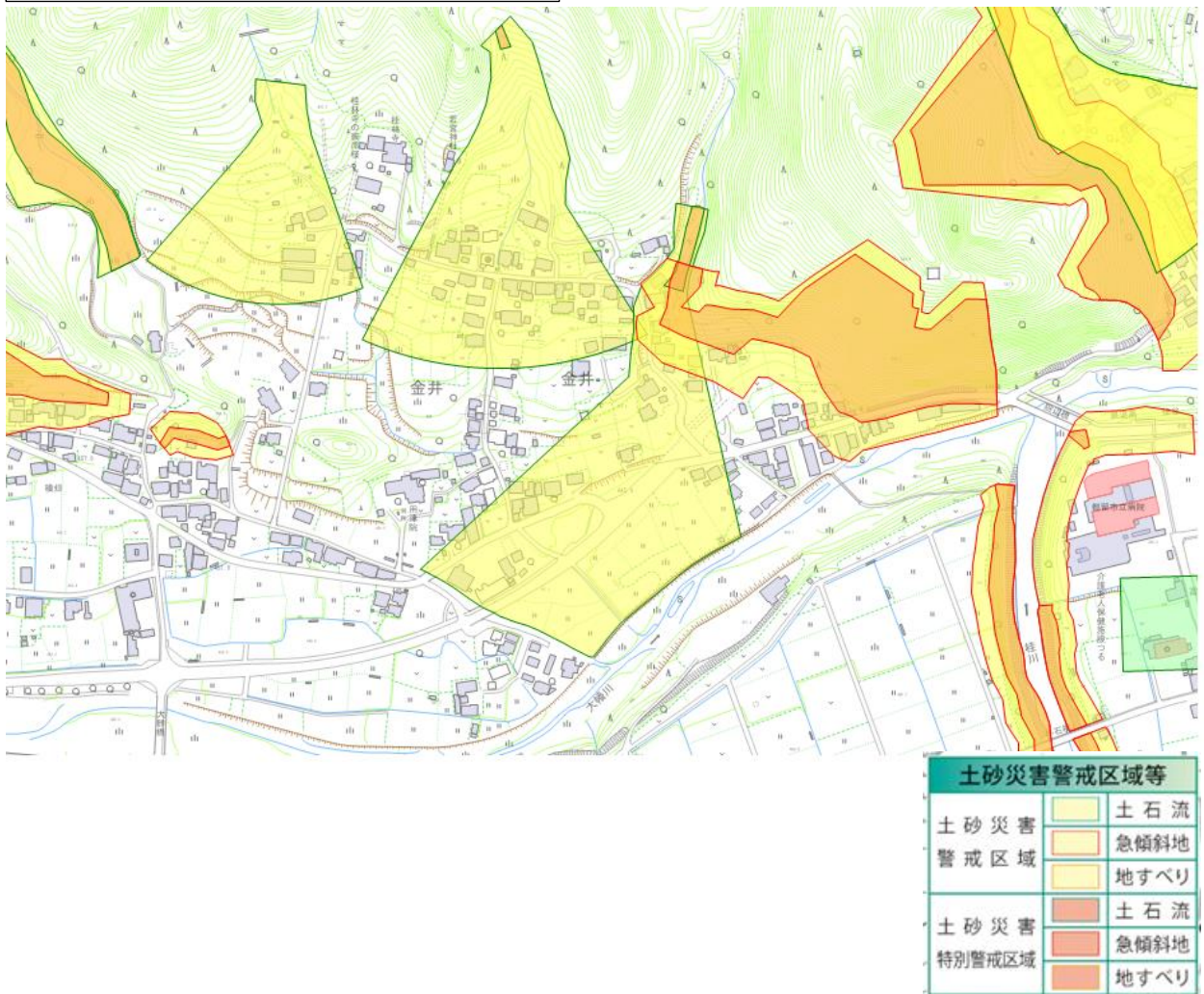
**金井自主防災会**は、自主防災会長を中心に、各組から選出した防災委員が、平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行うほか、避難訓練、消火訓練等の訓練や防災資機材の備蓄、点検等を行う。



## 第2節 防災マップの整備

金井地区における危険箇所（土砂災害警戒区域等）、災害種別ごとの被害予測図、避難所、避難経路等を示すマップを作成し、金井自治会全体で共有する。

### 金井地区 土砂災害ハザードマップ



### 第3節 防災資機材等の整備充実

金井自主防災会において、災害時における**応急対策**（消火活動、救助活動等）に必要な資材、器具等を常時保有し、その機能を有効かつ適切に発揮できるように、管理するものとする。また、**各世帯**においても、災害時に必要となる**食料**、**備蓄品等**を備えるように努めるものとする。

#### （1）防災資機材の整備、点検等

災害時に消火活動、救助活動、一時避難等に必要な資機材を計画的に整備するとともに、それらの点検等を定期的の実施し、いざというときに活用できるようにしておく。

#### （2）各世帯における備蓄品等の整備

災害時に電気、水道等が利用できなくなり、食料品の調達も難しくなることを想定し、概ね7日間分の食料（常温で長期保存可能なもの）、飲み水、生活用品等を備えておく必要がある。なお、食料品等は、消費期限等に応じて日常的に消費し、更新することが望ましい。

#### 《優先度1》最重要。命を維持するために必要なもの



水	飲料水や調理水。※一人1日2～3ℓ必要とされています。
食料品	レトルトご飯、カップ麺、缶詰(缶切りも忘れずに)、栄養補助食品など、調理の必要がないものを。栄養が偏りを軽減する野菜ジュースやストレス軽減のためのお菓子や好物も用意を。
常備薬	特に、持病がある方は必ず用意を。
絆創膏やマスク	けがの処置や感染症予防のために用意を。
簡易トイレや生理用品	断水時に備え用意を。女性は生理用品も。最低1日3回分必要。

#### 《優先度2》避難所で1日生活するために必要なもの

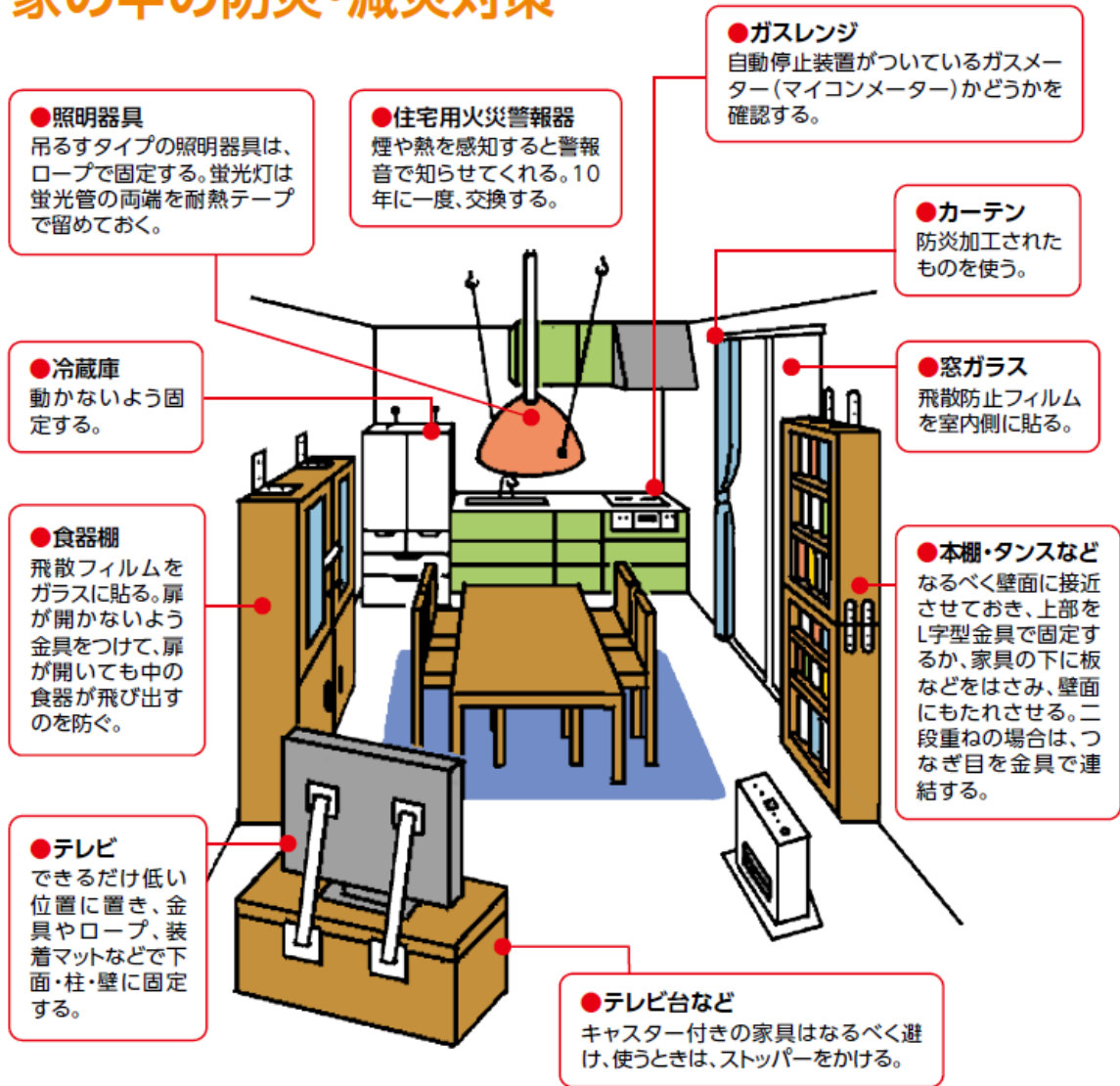


着替えや衛生用品(ゴミ袋や食品包装用ラップ等も)	着替えは、避難所での共同生活を想定して選択。衛生用品は、石鹸や洗顔シート、保湿クリームなど必要なものを。
暑さ対策や防寒対策	避難所の環境は、季節により変化します。時期に応じてうちわや防寒具、カイロなどの用意を。
携帯電話やラジオ、ポータブル充電器、乾電池	スマートフォンや携帯電話は、安否連絡や情報収集のために。ラジオからの情報収集も。
懐中電灯	避難所では消灯も一斉。夜のトイレの際にも必要。

### (3) 家屋の耐震化、家具類の固定等

地震による家屋の倒壊や家具類の転倒による被害を防止するため、各世帯において、家屋の耐震化や家具類の固定を行うよう努めるものとする。

## 家の中の防災・減災対策



### (4) 防災情報を取得する手段の確保

大雨などで防災無線がよく聞こえない状況が考えられるため、あらかじめ防災無線の内容を配信する「防災つるメール」を登録するなど、防災情報を取得する手段を確保しておく。



防災つるメール



LINE

## 第4節 防災訓練の実施

災害時に機能的な活動ができるように、各種災害を想定した消火訓練、救助訓練、避難訓練等を計画的に実施するものとする。

## 第5節 避難行動要支援者への配慮計画

自力での避難が難しい高齢者等の避難行動要支援者を把握し、避難が必要な場合の支援体制をあらかじめ整えておく必要がある。

防災委員及び各組長は、組ごとに避難行動要支援者を把握し、対象者ごとの避難方法等を確認しておく。

## 第3章 災害応急対策

災害の種別や規模によって災害応急活動の内容も大きく異なる。

災害発生時においては、曜日や時間帯により自主防災会の役員の多くが仕事で不在となることも想定されるため、災害発生時において活動可能な防災役員やその他の構成員（自治会内の各世帯で活動可能な者）が組織的に活動する。

### 第1節 風水害時の自主防災会活動

警戒レベル	市発令内容	住民のとるべき行動	自主防災会の活動
警戒レベル3 「警戒」	高齢者等避難	自宅が土砂災害警戒区域や河川の近くにある場合で、避難に時間を要する高齢者等は避難する。 【避難先：安全な親戚・知人宅、避難所等】	消防団と連携し、避難情報の収集・伝達を行う。 単身高齢者等への声掛けや避難者支援を行う。
警戒レベル4 「危険」	避難指示	自宅が土砂災害警戒区域や河川の近くにある場合は、避難所等の安全な場所へ避難する。 避難所等への避難が危険な場合は自宅の2階など、より安全な場所に避難する。	身の安全を確保 消防団と連携し、避難情報等の収集・伝達を行う。 状況により消防団と連携し避難誘導等を行う。
警戒レベル5 「災害切迫」	災害発生情報	命を守る最善の行動をとる。	身の安全を確保 状況により消防団と連携し避難情報、災害発生状況等の収集・伝達を行う。



## 第2節 地震発生時の自主防災会活動

概ね震度5弱以上の強い地震が発生した際に、消防団と連携し、初期消火や救出・救護活動を行うとともに、被災状況の把握に努め、市災害対策本部へ報告する。

一時避難場所への避難者参集状況の把握や行方不明者等の確認を行い、状況に応じて避難者を市指定避難場所へ誘導する。

市指定避難所（宝小学校）が開設された場合においては、その避難所運営に加わる。**金井自主防災会**は、厚原自主防災会とともに「**食料・物資班**」を担当する。

### 市指定避難所（宝小学校）における各自主防災会の役割

班名	業務	担当自主防災会
1.総務班	①市災害対策本部との調整 ②避難所レイアウトの設定 ③防災資機材や備蓄品の確保 ④避難所運営会議の庶務	上大幡自主防災会
2.被災者管理班	①避難者名簿の整理・管理 ②安否確認等の問合せへの対応 ③取材への対応（マスコミ、調査・研究者） ④郵便物・宅配便等の取次ぎ	中津森自主防災会
3.施設管理班	①避難所の安全確認と危険箇所への対応 ②避難所及び地域の防火・防犯	下大幡自主防災会
4.食料・物資班	①食料・物資の調達 ②炊き出し ③食料・物資の受け入れ ④食料の管理・配布 ⑤物資の管理・配布	金井自主防災会 厚原自主防災会
5.衛生班	①ゴミに関すること ②風呂に関すること ③トイレに関すること ④清掃に関すること ⑤衛生管理に関すること ⑥ペットに関すること ⑦生活用水に関すること	サントウン宝自主防災会
6.情報班	①被害状況等の情報収集と情報の整理 ②災害対策本部等への情報発信 ③避難者、地域への情報伝達	平栗自主防災会
7.救護班	①近隣の救護所や医療機関の開設状況を把握し、緊急の場合に備える。 ②避難所内や近くの施設に医務室を設け、医薬品の種類、数量について把握する ③保健師による健康、栄養相談の実務、また心	加畑自主防災会

	<p>のケア対策、リフレッシュ対策などを災害対策本部に要請する。また、避難者の中に医師、看護師などの有資格者がいる場合には協力を要請する。</p> <p>④心身に衰えのある高齢者など避難所での生活が困難な人については、施設や病院への収容を要請する。</p>	
8.ボランティア班	<p>①ボランティアの受け入れ</p> <p>②ボランティアの管理</p>	高畑自主防災会
9.要配慮者班	<p>①避難所における要配慮者窓口の設置</p> <p>②避難所から迅速・具体的な支援要請</p> <p>③避難所における要配慮者支援への理解促進</p>	サントウン平栗自主防災会

### 第3節 地震発生時に住民がとるべき行動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブを閉止する。
- (3) 電気器具は、電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は、消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

#### ○避難所等

##### ・指定避難場所 宝小学校校庭

地震災害時に避難者が集合する場所

##### ・指定避難所 宝小学校（体育館など）

地震災害、土砂災害等で避難者が避難し滞在する施設

##### ・福祉避難所 いきいきプラザ都留

高齢者・障がい者・妊産婦等の特別な配慮が必要な人が避難する施設

##### ・自主避難所（風水害時） 宝地域コミュニティセンター

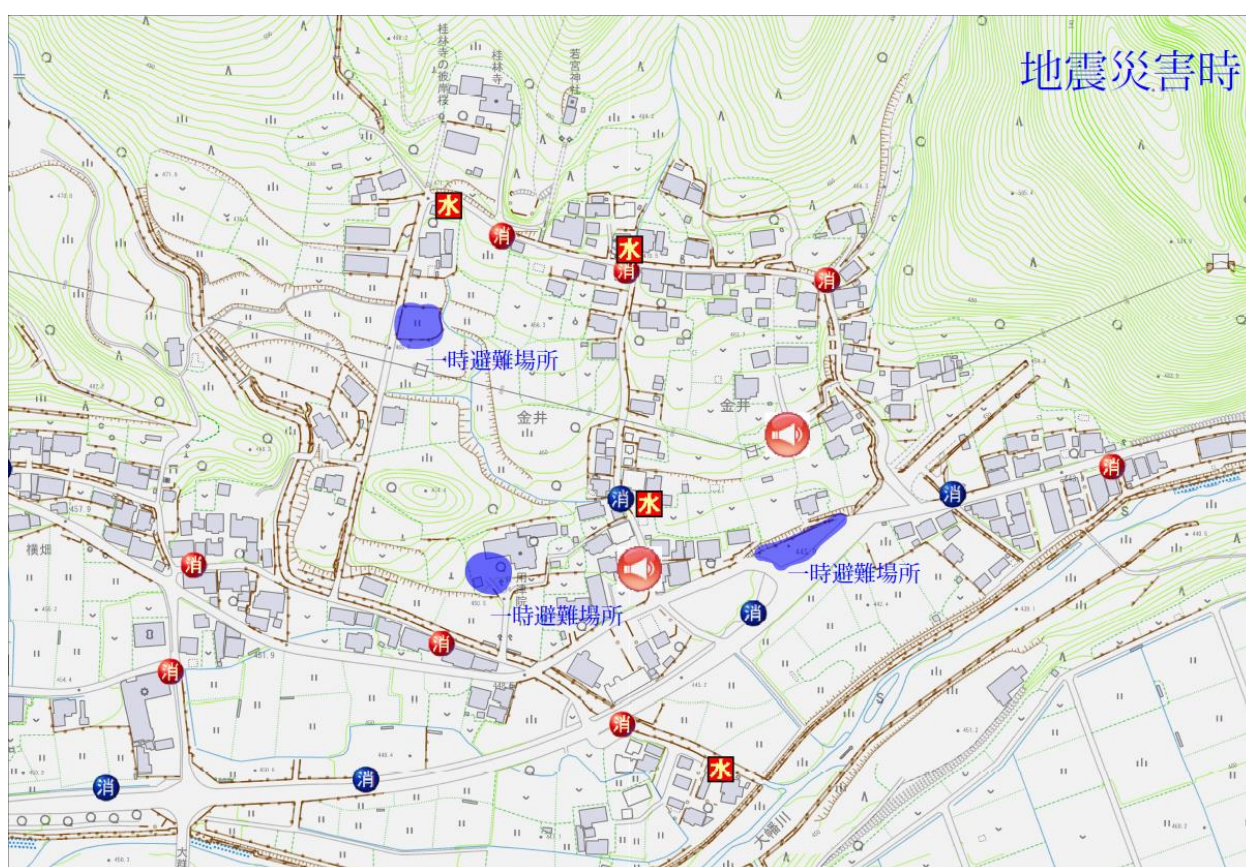
土砂災害の発生が懸念され、自主避難を希望する人が避難する施設

## ○金井自主防災会一時避難場所

一時避難場所（地震災害時）

場 所	責任者	面 積
用津院	1 組組長	約 300 m <sup>2</sup>
藤本隆治氏駐車場	2 組組長	約 500 m <sup>2</sup>
県道バイパス残地	3 組・5 組組長	約 500 m <sup>2</sup>

備考 一時避難場所への参集者を把握し自主防災会内での連絡調整を行うため、一時避難場所ごとに責任者を置く。なお、避難者は、避難しやすい最寄りの一時避難場所へ避難する。



## 金井自主防災会規約

(名称)

**第1条** この会は、金井自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、自治会内の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の自然災害（以下「自然災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 自然災害に対する予防に関すること。
- (3) 自然災害の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

**第5条** 本会は、金井自治会内の世帯をもって構成し、その構成員を会員とする。

(防災委員)

**第6条** 本会に防災委員を置く。

- 2 防災委員は、本会の事業運営にあたる。
- 3 防災委員は、自治会各組から2名以上を選出する。
- 4 防災委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

**第7条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監査委員 1名
- 2 会長は自治会から選出し、副会長及び会計は防災委員のうちから選出する。
  - 3 監査委員は、自治会の監査委員をもって充てる。
  - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

**第8条** 会長は、本会を代表し、会務を総括し、自然災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、本会の会計及び庶務を掌る。

4 監査委員は、本会の会計を監査する。

(会議)

**第9条** 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

**第10条** 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会が特に必要と認めた事。

(役員会)

**第11条** 役員会は、会長、防災委員及び自治会役員(自治会長、副自治会長、会計及び各組長をいう。)をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会に諮る事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他役員会が特に必要と認める事。

(防災計画)

**第12条** 本会は、自然災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 自然災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (5) その他必要な事項

(会費)

**第13条** 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

**第14条** 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

**第15条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

**第16条** 会計監査は、毎年1回行う。ただし、必要ある場合は、臨時にこれを行う。

2 監査委員は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、昭和55年9月1日から施行する。

この規約は、令和5年1月8日から施行する。